

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術に係る療養費に関する取扱変更

【連絡事項】

- ・ 保険給付の適正化を図るため、柔道整復師(整骨院・接骨院)で施術を受け、一定の基準に該当した対象者に対しては、8月施術分より外部委託業者から施術内容等を照会する。
- ・ 当組合では、その回答文書に基づいて審査し、療養費の支給または不支給の決定を行う。
- ・ なお、現在、施術を受けた月の翌月10日までに、「領収証コピー」「からだを痛めた時の状況連絡票」を健康保険組合へ提出することになっているが、この取扱いを8月より廃止する。

【背景・状況・課題】

柔道整復師(整骨院・接骨院)による療養費で支給対象となるのは、「外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫」であり、「単なる肩こり、筋肉疲労等に対する施術」は対象外となる。

しかしながら、看板に健康保険取扱と表示している整骨院・接骨院もあるため、安易に健康保険の対象になると思いき、支給対象範囲外であるにも拘わらず、つぎのような療養費を請求する不適切な事例が多く発生している。

<不適切な事例>

- ①外傷性が明らかでないもの
- ②施術内容と負傷原因(部位)が不一致なもの
- ③療養費支給申請書と施術内容・日数・金額が不一致なもの
- ④日常生活での疲労・肩こり・腰痛 等
- ⑤病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みやこり

※ 厚生労働省からも「柔道整復師の療養費の適正化」に向け、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位ころがし(同一施術所における同一患者の負傷と治癒を繰り返す)の場合、文書照会や聞き取り等を実施するなど、施術の状況等を確認し支給の適正化に努められたいと通知されている。

【内容】

柔道整復師(整骨院・接骨院)で施術を受け、一定の基準に該当した対象者に、下記の外部委託業者から施術内容を確認する照会文書を送付するので、被保険者・被扶養者は照会事項に回答の上、所定の返信封筒にて期日までに返送すること。

当組合においては、「療養費申請書」と「照会文書」回答に基づき療養費の支給・不支給の決定を行うので、必ず期日までに返送するようお願いいたします。

1. 業務委託先

ガリバー・インターナショナル株式会社

◆保険管理センター◆

東京都中央区日本橋茅場町3丁目4番2号

TEL 03-3661-3031

2. 委託開始時期

令和元年9月1日以降当健保組合へ到着した請求分より、委託する。

3. 照会文書発送から回答までの流れ

①照会文書の送付

対象者に、ガリバー・インターナショナル(株)「保険管理センター」より「柔道整復師(整骨院・接骨院)での受診に伴う確認について」の照会文書が、受診者の自宅宛に送付される。

※送付時期は、受診月の2～3か月後となる。

同封の回答書作成のため領収証の日付、金額が必要となるので、領収証は保管しておくこと。

②照会文書の回答・送付

対象者は、照会文書に記載されている回答期限までにガリバー・インターナショナル「保険管理センター」宛に返送すること。

③未回答に対する対応

一定期間、督促しても回答がない場合、健康推進責任者および健康推進連絡員を通じて、督促していただくことがある。

④当組合では、「療養費申請書」と「照会文書」回答に基づき、支給・不支給の決定を行う。

以 上